

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

（誓約事項）

- 1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間（以下「受給期間」という。）において、次の求職活動要件を満たすこと。
 - (1) 月 1 回以上自立相談支援機関が実施する面接等の支援を受けること。
 - (2) 月 2 回以上公共職業安定所が実施する職業相談を受けること。
 - (3) 原則として週 1 回以上求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者及び申請者と同一の世帯に属する親族のいずれもが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の手段によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した又は受給しようとしたときは不当利得として返還すること。

（同意事項）

- 1 次のいずれかに該当した場合には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する東近江市長の指示に従わない場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）が常用就職し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合又はそのことを東近江市長に報告しない場合
 - (3) 偽りその他不正の手段により新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を受けた場合
 - (4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定後、受給者及び受給者と同一の世帯に属する親族が暴力団員であると判明した場合
 - (5) 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処された場合
 - (6) 支給決定後、受給者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けることとなった場合
 - (7) 支給決定後、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 7 号）による職業訓練受講給付金を受けることとなった場合
 - (8) 支給決定後、受給者が偽りその他不正の手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - (9) 支給決定後、受給者が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な限度において、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況を確認するため、東近江市長が官公署、銀行その他の機関に対し、必要な情報を求めること。
- 3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に必要な限度において、受給者の情報を福祉事務所及び社会福祉協議会に提供すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に必要な限度において、暴力団員に該当するかどうかを確認するため、東近江市長が官公署に対し、必要な情報を求めること。

年 月 日

東近江市長 様

私は、上記の誓約事項及び同意事項について確認の上、それぞれ誓約し、同意します。

申請者住所

申請者氏名